

第6章 モーターボート競走

第1節 モーターボート競走とは

モーターボート競走（以下「競走」という。）は、いわゆるボートレースのことである。競走は、競馬、競輪、オートレースと同じく公営競技の一つである。1952年4月に長崎県の大村競走場で初めて開催された日本生まれの公営競技であり、年齢や性別の区別なく、混合で競技が実施される数少ない競技である。

競走では、6艇のモーターボートが1周600メートルの競走水面を3周して着順を決定する。競走のスタートは、決められた時間内（1秒間）にスタートラインを通過する「フライングスタート方式」を採用している。

投票法には、単勝、複勝等様々な種類がある。中でも、1・2・3着のモーターボートを順番通りに当てる3連勝単式は公営競技で最初に導入され（平成12年度～）、最も人気のある投票法である。



第2節 モーターボート競走の仕組み

（1）競走の趣旨

競走は、①海事関係事業（船舶関係事業・海難防止事業等）の振興、②公益事業（観光事業・体育事業等）の振興、③地方財政の改善を目的として、1951年に制定されたモーターボート競走法（以下「競走法」という。）に基づき実施されている。

（2）競走の運営

競走は、全国に24ある競走場において、都道府県又は総務大臣の指定を受けた市町村（県1、市19、町1、施行組合14、計35：以下「施行者」という。）が行っている。競走に出場する選手やボート、モーターの検査、競走の審判等については、競走実施機関として指定を受けた一般財団法人日本モーターボート競走会（以下「競走会」という。）が、施行者から委託を受けて実施している。

また、競走場以外の場所で舟券の発売を行う場外発売場は全国に73ヶ所設置されている。

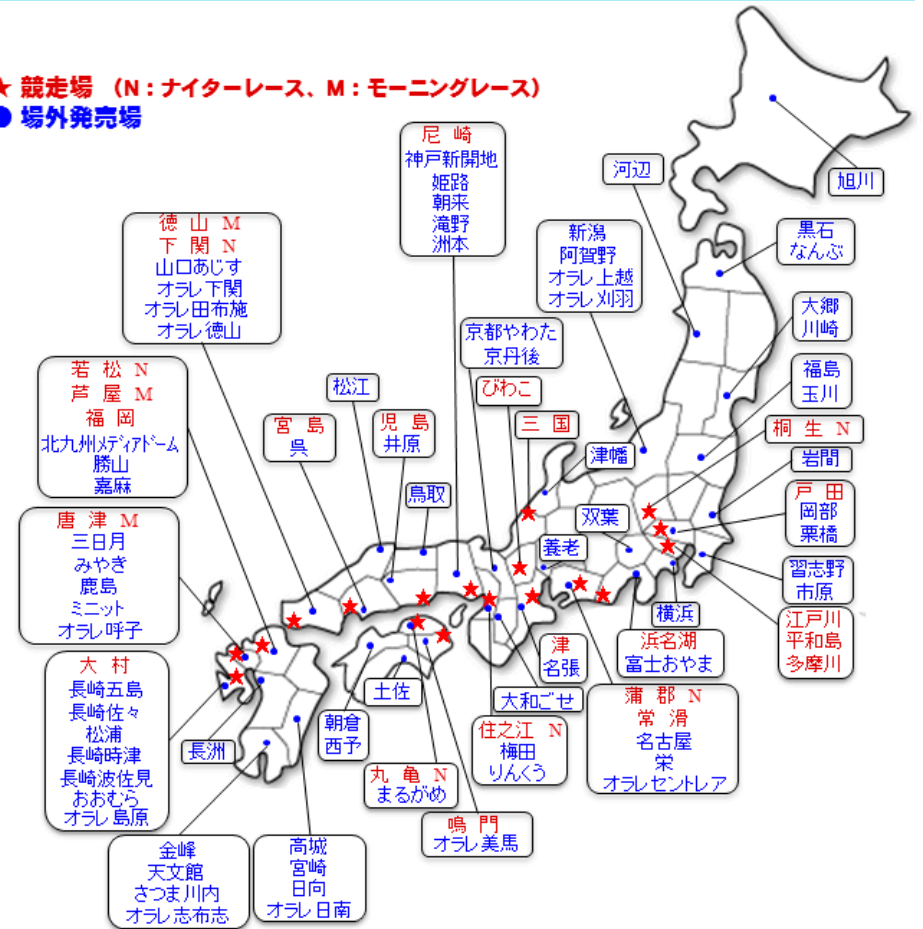
（3）売上金額の推移

競走の売上金額は、1991年度の2兆2,137億円をピークに年々減少し、2010年度に

はピーク時の約4割になったが、その後は回復に転じており、2015年度は8年ぶりに1兆円台を回復し、2016年度は対前年度比6.6%増の1兆1,112億円になった。

図表Ⅱ-6-1 競走場及び場外発売場の所在地

★競走場（N：ナイトレース、M：モーニングレース）
●場外発売場



図表Ⅱ-6-2 モーターボート競走の売上の推移

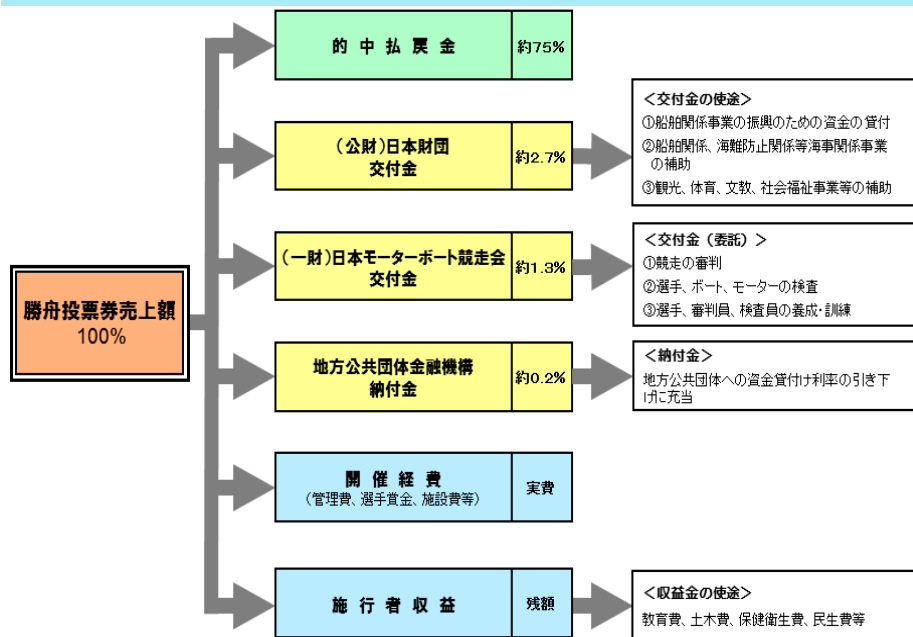
年度	1991	1995	2000	2005	2010	2015	2016
売上[億円]	22,137	18,432	13,348	9,743	8,435	10,423	11,112

(4) 売上金の配分

競走の売上金額の約75%は、舟券的中者へ払い戻される。残りの約25%のうち、約2.7%が船舶等振興機関（公益財団法人日本財団（以下「日本財団」という。））に交付され、海事関係事業や公益事業への補助事業等に活用されている。さらに、その他法定経費及び開催経費を差し引いた金額が施行者の収益となり、その一部は地方財政の改善を図るために活用されている。

なお、法定経費の内、売上金額の約1.3%が競走実施機関（競走会）へ交付され、競走の競技関係事務を実施している。また、約0.2%が地方財政法に基づき地方公共団体金融機構へ納付され、当該機構が行う地方公共団体への貸付の金利の引き下げに充当されている。

図表Ⅱ-6-3 モーターボート競走の売上金額の流れ



① 船舶等振興機関への交付金の使途（海事振興・公益振興）

日本財団は、施行者から交付金を受け入れ、船舶関係事業者への資金の貸付事業のほか、海事関係事業や公益事業への補助事業等を実施している。具体的には、造船技術の研究開発、海事・海洋関係人材の育成、海洋教育の推進、障害者の社会参画、子どもをとりまく課題の解決、パラリンピック競技関係団体の活動、福祉車両の配備、ハンセン病制圧、災害復興などへの支援を行っている。こうした仕組みにより、競走法の目的である海事関係事業の振興及び公益事業の振興が図られている。

Column

日本財団の災害復興支援事業



2016年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動（以下「平成28年（2016年）熊本地震」という。）においては、熊本県及び大分県を中心に甚大な被害が発生しました。

日本財団は、この平成28年（2016年）熊本地震の被災地域に対し、施行者から受け入れた交付金を元に各種復興支援活動を行っています。

被災により困難な生活を強いられている小中学生などの夏休みの特別な思い出作りのため、熊本県周辺において帆船の一日乗船体験や1泊2日のクルーズ体験などに、延べ1,287人を招待しました。



被災者の生活支援のために、家屋が損壊（全壊、大規模半壊）した23,654世帯に対し、行政発行の罹災証明をもとに見舞金を、直接死および災害関連死した197人のご遺族に対して弔慰金を支給しました。



被災者に希望を持ってもらえる支援として、熊本県民の誇りである日本三大名城「熊本城」の早期復旧のために、総額30億円の支援を行う予定です。

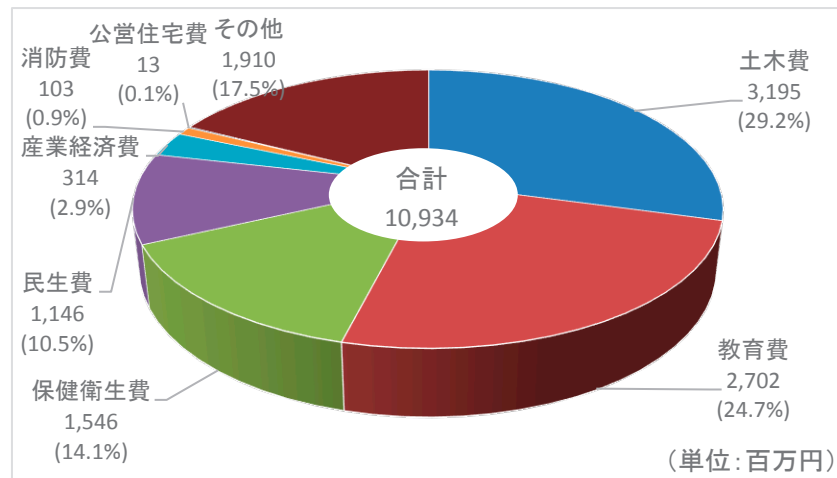
（2017年度からの6年計画）



② 施行者の収益金の使途（地方財政の改善）

施行者は、収益の一部を当該施行者の一般会計等に繰り出し、社会福祉、医療、教育文化、体育等に関する施策の実施に必要な経費に充てている。具体的には、道路・橋・上下水道等整備事業等の土木費、学校建設・改修や図書館図書の実費等の教育費、病院の建設や清掃設備の整備等の保健衛生費などに充てられている。この繰出金は、2015年度が約109億円、1952年からの累計が約3兆8,756億円となっている。こうした仕組みにより、競走法の目的の一つである地方財政の改善が図られている。

図表Ⅱ-6-4 施行者収益の使途別占有率（2015年度）



Column

鳴門市の「地場産品振興対策事業」



鳴門市は、ボートレース鳴門で競走を行っている施行者です。鳴門市の地場産品の一つに「大谷焼」という陶器があります。大谷焼は、江戸時代後期に四国八十八カ所霊場の巡礼に来た焼き物細工師が、大谷村（現 鳴門市大麻町）において製作した陶器が大谷焼の起源と伝えられており、2003年に国の伝統的工芸品に指定されました。

この鳴門市を代表する地場産品の利用促進と更なる普及拡大を図るため、飲食店や宿泊施設が大谷焼の食器を購入するために必要な経費の一部の助成等を行っています。



鳴門市の伝統的工芸品 大谷焼
(陶器市「大谷焼窯まつり」の様子)

このように、地域の文化に関する施策の実施に必要な経費にも施行者の収益金は活用されています。

第3節 モーターボート競走の活性化に向けた取組

国土交通省は、競走の公正かつ円滑な実施及び競走事業の健全な発展と社会的意義の実現を図るため、施行者・競走会等の競走関係者が実施する様々な取り組みを支援している。

(1) 施設の設置等

■ 外向発売所

競走場の敷地内で、競走場に入場せずに舟券を購入できる施設であり、既に23競走場において設置されている。

2016年度には戸田及び琵琶湖競走場において新設された。2017年度には多摩川競走場において新設され、全24競走場において設置される予定である。



場外発売場

(ボートレースチケットショップ 養老)

■ 場外発売場

競走場以外の場所で舟券を購入できる施設であり、全国で73ヶ所に設置されている。

2016年度は4ヶ所（長崎県松浦市、新潟県刈羽郡刈羽村、山口県熊毛郡田布施町、岐阜県養老郡養老町）において新設された。

(2) ボートレースのイメージアップ

2017年から、ボートレースのイメージアップを図り、もっと気軽にボートレースを楽しんでもらおうという想いを込めて、「Let's BOAT RACE!」をキーワードにしたCMを展開している。

今シリーズではタレントの渡辺直美が2年ぶりに再登場し、大都市や景勝地、夜のボートレース場など様々なシチュエーションでボートレースの魅力をもPRする内容となっている。



"Let's BOAT RACE!"
をキーワードにしたCM



渡辺直美